

証 票 再 交 付 申 請 書

令 和 年 月 日

石川県選挙管理委員会委員長 殿

後援団体の名称

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

(電話() -)

政治活動のために使用する事務所の立札及び看板の類の証票に関する規程第3条の規定により再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類

氏 名

住 所

(電話() -)

職 業

公職の種類

2 証票交付申請枚数 枚

3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事 務 所 の 所 在 地	枚数	事 務 所 の 所 在 地	枚数

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。

なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は 枚です。

年 月 日

候補者等の氏名

4 再交付を必要とする理由

備考 1 後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。
2 立札及び看板の類の新調等に伴う再発行の場合は、既に交付した証票を添付すること。

紛失の場合の再交付申請の流れ

1 警察署に「遺失届」を届出

- ・届出先は、証票を遺失した場所を管轄する警察署です
- ・届出の際には、「公職の候補者用等」or「後援団体用」のどちらを「何枚」遺失したのかを必ず届け出てください

2 県選挙管理委員会に連絡

- ・遺失届が受理されたら、その旨を県選挙管理委員会に連絡してください
(県選管 TEL：076-225-1282)

3 再交付申請書の提出

- ・県選管から警察署に届出の有無を確認したうえで連絡しますので、再交付申請書を提出してください
- ・再交付申請書の内容を確認し、適切な場合には、その場で証票をお渡しします